

第百四十回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第二号

平成九年四月二十四日(木曜日)
午後四時三十七分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 自見庄三郎君

理事 谷津 義男君

理事 鹿野 道彦君

理事 枝野 幸男君

赤城 徳彦君

大原 一三君

熊代 昭彦君

中谷 元君

福田 康夫君

伊藤 達也君

今井 宏君

富田 茂之君

西田 猛君

宮本 一三君

島山健治郎君

土屋 品子君

出席国務大臣

国務大臣 梶山 静六君

(内閣官房長官)

出席政府委員

内閣審議官 島中誠二郎君

内閣審議官 白須 光美君

委員外の出席者

特別委員会第三 田中 達郎君

調査室長

委員の異動

一月二十八日

辞任

実川 幸夫君

二月七日

辞任

補欠選任

冬柴 鐵三君

補欠選任

補欠選任

冬柴 鐵三君

三月二十一日

辞任

石破 茂君

補欠選任

土屋 品子君

四月二十四日

辞任

山本 公一君

補欠選任

栗原 裕康君

遠藤 和良君

同日

辞任

栗原 裕康君

補欠選任

山本 公一君

石垣 一夫君

四月二十四日

金融監督庁設置法案(内閣提出第六六号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備

に関する法律案(内閣提出第六七号)

は本委員会に付託された。

二月十七日

地方事務官等の廃止に関する陳情書外二件(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内橋山俊宏外二名)(第八七号)

機関委任事務制度の廃止に関する陳情書(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内河村渥)(第八八号)

地方分権の実現等に関する陳情書(鳥取市東町一の二〇鳥取県議会内井上万吉男)(第八九号)

三月十二日

機関委任事務制度の廃止に関する陳情書(津市広明町一三三重県議会内石井三好)(第一二二号)

社会保険行政と職員の地方移管に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内

熊本哲之)(第一二三号)

地方分権の実現に関する陳情書(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内河村渥)(第一二四号)

四月三日

社会保険・国民年金行政における地方事務官制の廃止と地方移管に関する陳情書外三件(栃木県河内郡河内町大字白沢五〇〇河内町議会内落合國男外三名)(第一六七号)

地方分権の推進に関する陳情書(徳島市万代町一の二徳島県議会内湊庄市)(第一六八号)

同月十日

行政改革の推進に関する陳情書(徳島市万代町一の二徳島県議会内湊庄市)(第一六九号)

社会保険・国民年金行政における地方事務官制の廃止と地方移管に関する陳情書外一件(栃木県今市市本町一今市市議会内菊地博外一名)(第二〇〇号)

地方分権の推進に関する陳情書外二件(長崎市長江戸町二の一三長崎県議会内吉住重行外二名)(第二〇一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

金融監督庁設置法案(内閣提出第六六号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第六七号)

〇綿貫委員長 これより会議を開きます。

本日付託となりました内閣提出、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。梶山内閣官房長

官。

金融監督庁設置法案

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(本号末尾に掲載)

〇梶山国務大臣 金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、金融監督庁設置法案について申し上げます。

この法律案は、市場原理を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するための金融行政機構改革の一環として、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督等を専門的に行わせるため、総理府の外局として金融監督庁を設置しようとするものであります。

金融監督庁は、預金者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営または経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督をするのと同時に、証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることとしております。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、金融監督庁の所掌事務及び権限についてであります。

金融監督庁は、その任務を遂行するため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の検査その他の監督を行うほか、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこととしております。

金融監督庁は、その任務を遂行するため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の検査その他の監督を行うほか、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこととしております。

第二は、金融監督庁の長及び関係行政機関との協力等についてであります。

金融監督庁の長は、金融監督庁長官とすることとしております。

また、金融監督庁長官は、所掌事務に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとしております。

さらに、金融監督庁長官と金融関係業者に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができることとしております。

以上のほか、金融監督庁長官は、その任務を達成するため、大蔵大臣に対して、金融制度等の企画立案についての意見を述べることができ、金融監督庁長官及び大蔵大臣は、相互に緊密な連絡をとるものとしております。

第三に、金融監督庁に証券取引等監視委員会を置き、証券取引等の監視に関する事務を行わせることとしております。

なお、金融監督庁は、平成十年四月一日から同年七月一日までの範囲内において政令で定める日から発足することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

次に、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

今回御提案申し上げております金融監督庁設置法案において、総理府の外局として金融監督庁を設置することとしたしておりますが、本法律案は、金融監督庁の設置に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図らうとするものであります。次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、総理府設置法その他の行政組織に関する法律についての所要の規定の整備についてであります。

金融監督庁の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に関する大蔵省の事務等を金融監督庁の事務等とすることとし、国家行政組織法、総理府設置法、大蔵省設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を図ることとしております。

第二は、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律についての所要の規定の整備についてであります。

金融監督庁の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に係る大蔵大臣の権限を、改善命令、業務停止命令、免許の取り消し、合併の認可等の破綻処理に関連する権限を含め、内閣総理大臣の権限とするほか、預金保険法等に基づく適格性の認定等に係る大蔵大臣の権限を内閣総理大臣の権限とすることとしております。

また、内閣総理大臣は、銀行等に対し業務停止命令等の処分をすることが信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関し大蔵大臣に協議するほか、改善命令等の処分をしたときは、その旨を大蔵大臣に通知することとしております。

さらに、内閣総理大臣は、免許等を除き、その権限を金融監督庁長官に委任すること等としております。

なお、この法律は、金融監督庁設置法の施行の日から施行することとしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。○補遺委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時四十五分散会

金融監督庁設置法案 金融監督庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 金融監督庁

第一節 通則(第二条―第六条)

第二節 証券取引等監視委員会(第七条―第二十一条)

第三章 職員(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融監督庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融監督庁

第一節 通則

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融監督庁を設置する。

(任務及び長)

第三条 金融監督庁は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

2 金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事務(第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務については、そのうち法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に係るものを除く。)とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従ってなされなければならない。

一 銀行業、信託業及び無尽業を営む者の検査その他の監督に関すること。

二 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。

三 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の規定に基づいて、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の規定に基づいて、農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等を行うこと。

五 生命保険業及び損害保険業を営む者の検査その他の監督に関すること。

六 保険業法(平成七年法律第五号)の規定に基づいて、保険契約者保護基金による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定等を行うこと。

七 自動車損害賠償責任共済に関すること。

八 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の検査その他の監督に関すること。

九 証券取引所の検査その他の監督に関すること。

十 証券業協会の検査その他の監督に関すること。

十一 証券投資信託協会の監督に關すること。
十二 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等)に關する法律(昭和六十一年法律第七十四号)に規定する投資顧問業をいう。を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

十三 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に關すること。

十四 金融先物取引業(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)に規定する金融先物取引業をいう。を営む者の許可及び検査その他の監督に關すること。

十五 金融先物取引所の検査その他の監督に關すること。

十六 金融先物取引業協会の検査その他の監督に關すること。

十七 貸金業(貸金業の規制等)に關する法律(昭和五十八年法律第三十二号)に規定する貸金業をいう。を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

十八 抵当証券業(抵当証券業の規制等)に關する法律(昭和六十二年法律第十四号)に規定する抵当証券業をいう。を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

十九 抵当証券保管機構の検査その他の監督に關すること。

二十 抵当証券業協会の検査その他の監督に關すること。

二十一 商品投資販売業(商品投資に係る事業の規制に關する法律(平成三年法律第六十六号)に規定する商品投資販売業をいう。、特定債権等譲受業及び小口債権販売業(特定債権等に係る事業の規制に關する法律(平成四年法律第七十七号)に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう。並びに不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)に規定する不動産特定共同事業をいう。を営む者の許可及び検査そ

の他の監督に關すること。

二十二 前払式証券の規制等)に關する法律(平成元年法律第九十二号)の適用を受ける前払式証券の規制に關すること。

二十三 預り金(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律(昭和二十九年法律第九十五号)に規定する預り金をいう。となるべき金銭の受入れについての情報の収集に關すること。

二十四 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪事件の調査に關すること。

二十五 次に掲げる内閣総理大臣の権限に屬する事項について内閣総理大臣を補佐すること。
イ 第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務に係る法律(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に於ては、信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る部分に限る。に基づく事業の免許その他の内閣総理大臣の権限に屬する事項

ロ 次に掲げる法律に基づく内閣総理大臣の権限に屬する事項
(1) 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)
(2) 金融機関の信託業務の兼営等)に關する法律(昭和十八年法律第四十三号)
(3) 損害保険料率算出団体)に關する法律(昭和二十三年法律第九十三号)
(4) 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)
(5) 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)
(6) 金融機関の更生手続の特例等)に關する法律(平成八年法律第九十五号)
ハ 中小企業等協同組合法(第九十一号)第一項(同項第三号に係る部分に限る。)の規定に

基づく内閣総理大臣の権限に屬する事項
二十六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律)に基づく命令を含む。)に基づく金融監督庁に屬せられた事務
(関係行政機関との協力)

第五節 金融監督庁長官(以下「長官」という。は、金融監督庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 長官及び金融機関連業者(金融監督庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に關連する事業を営む者をいう。)に對する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を圖るとともに、それぞれの求めに應じ、それぞれの職員に協力させることができる。
(大蔵大臣との連携)

第六節 長官は、金融監督庁の任務を達成するため必要があると認めるときは、大蔵大臣に對して、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を述べることができ、
2 前項に規定するもののほか、長官及び大蔵大臣は、金融監督庁及び大蔵省の所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節 証券取引等監視委員会
(設置及び所掌事務)
第七節 金融監督庁に、証券取引等監視委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。
2 委員会は、第四号第八号から第十号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務に係る法律(法律)に基づく命令を含む。)に基づくその権限に屬せられた事項に係る事務並びに同条第二十四号に掲げる事務をつかさどる。
(職権の行使)

第八節 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。
(組織)

第九節 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(委員長及び委員の任命)

第十節 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができ、
3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
(任期)

第十一節 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員長及び委員は、再任されることができ、
3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
(身分保障)

第十二節 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに

適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(会議)

第十四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(服務)

第十五条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

第十六条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勸告)

第十八条 委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣

総理大臣及び長官又は大蔵大臣に勧告することができる。

2 内閣総理大臣及び長官並びに大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第一項の勧告をした内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第十九条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は大蔵大臣に建議することができる。

(長官が行う検査についての報告の義務等)

第二十条 長官は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(委員会の所掌に属するものを除く。)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 長官は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について長官に建議することができる。

(公表)

第二十一条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三章 職員

(職員)

第二十二条 前章に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、金融監督庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から同年七月一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。

(証券取引等監視委員会等に関する経過措置)

第二条 従前の大蔵省の証券取引等監視委員会は、金融監督庁の証券取引等監視委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第十条第一項の規定により、金融監督庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれ任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律

第四百四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二十条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内閣総理大臣及び長官若しくは大蔵大臣に対してした勧告又は内閣総理大臣、長官若しくは大蔵大臣に対してした建議とみなして、この法律の規定を適用する。

理 由

銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融監督庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(国家行政組織法の一部改正)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「国土庁」を「国土庁 金融監督庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「国土庁」を「国土庁 金融監督庁」に改める。

第十九条の表国土庁の項の次に次のように加える。

金融監督庁 金融監督庁設置法(平成九年法律第 号)

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第三条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

に「金融監督庁の所掌に属する事務(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。)については金融監督庁長官とし」を加え、「証券取引等監視委員会」を「証券取引等監視委員会と

する。に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 証券取引等監視委員会(第七條第二十二條)」を「第二節 削除」に改める。

第三條中「左に」を「次に」に改め、「行政事務」の下に「(第三号及び第五号に掲げる事項に関する行政事務にあつては、金融監督庁の所管に係るものを除く。)」を加える。

第四條第七十九号を次のように改める。

七十九 証券投資信託協会(証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する証券投資信託協会をいう。)の監督に関する事。

第四條中第七十九号の二及び第八十号の二を削り、第八十六号を次のように改める。

八十六 削除

第四條第九十二号及び第九十三号を次のように改める。

九十二 削除

九十三 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する保険契約者保護基金をいう。)の指定及び監督に関する事。

第四條第九十五号を次のように改める。

九十五 削除

第四條第九十六号中「信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会」を削り、「通信・放送機構その他金融業務を営む者」及び「通信・放送機構」に改め、同条中第九十七号から第九十七号の四までを削り、第九十七号の五を第九十七号とし、第九十七号の六から第九十七号の十二までを削る。

第四條第百号を次のように改める。

百 削除

第二類第七号 行政改革に関する特別委員会議録第二号 平成九年四月二十四日

第四條第百四号を次のように改める。

百四 削除

第四條第百二十八号中「所掌事務」の下に「(大蔵省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。)」を加える。

第五條第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第五條第三十二号中「金融機関」の下に「(政府の出資があるものに限る。)」を加える。

第五條中第三十五号及び第三十五号の二を削り、第三十五号の三を第三十五号とし、第三十五号の四から第三十五号の九までを削り、同条第三十六号中「融資及び」を削り、同条第四十五号を次のように改める。

四十五 削除

第五條第四十五号の二及び第四十八号の二を削る。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第七條から第二十二條まで 削除

第二十七條第一項中「分掌する」を「分掌し、及び金融監督庁設置法(平成九年法律第百四十四号)第四條各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務局に属させられた事務をつかさどる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融監督庁長官が財務局長を指揮監督する。

第二十八條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、財務支局は、金融監督庁設置法第四條各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務支局に属させられた事務をつかさどる。

第二十八條に次の一項を加える。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(運輸省設置法の一部改正)

第五條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第四條第一項中第十五号の四を削り、第十五号の四の二を第十五号の四とする。

(担保附社債信託法の一部改正)

第六條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「主務官庁」を「主務大臣」に改める。

第四條第二項中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第百十九條ノ二の次に次の二條を加える。

第百十九條ノ三 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲ゲタルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第五條ノ免許

二 第十二條ノ規定ニ依ル免許ノ取消

第百十九條ノ四 大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ナル資料ヲ提出シ説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ナル資料ヲ提出シ説明ヲ求ムルコトヲ得

要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

(信託業法の一部改正)

第七條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項、第七條及び第九條中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十九條の次に次の二條を加える。

第十九條ノ二 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第一條第一項ノ免許

二 前條ノ規定ニ依ル第一條第一項ノ營業ノ免許ノ取消

第十九條ノ三 大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ナル資料ヲ提出シ説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ナル資料ヲ提出シ説明ヲ求ムルコトヲ得

必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條第二号及び第五号中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ第十六條ノ二中主務大臣トアルハ農林水産大臣、内閣総理大臣及大蔵大臣トス

第二十五條に次の一項を加える。

本法中内閣総理大臣ノ職權ニ屬スル事項(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス

一 第三十二條ノ規定ニ依ル解散ノ命令

二 前号ニ掲グル命令ニ係ル第三十二條ノ三ノ規定ニ依ル通知

第六章中第三十二條の次に次の三條を加える。

第三十二條ノ二 主務大臣第三十一條第一項又ハ前條ノ規定ニ依ル業務ノ全部若ハ一部ノ停止又ハ解散ヲ命ズルコトガ信用秩序ノ維持ニ重大ナル影響ヲ与フル虞アリト認ムルトキハ予メ信用秩序ノ維持ヲ圖ル為ニ必要ナル措置ニ関シ大蔵大臣ニ協議スベシ

第三十二條ノ三 内閣総理大臣左ニ掲グル処分

ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ通知スルモノトス

一 第八條ニ於テ準用スル産業組合法(以下「産業組合法」ト謂フ)第六十五條ノ規定ニ依ル解散ノ認可

二 第三十一條第一項又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令(改善計画)提出ヲ求ムルコトヲ含ム

第三十二條ノ四 大蔵大臣農林中央金庫ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要アリト認ムルトキハ内閣総理大臣ニ對シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

第三十五條第一項第十八號中「第八條ニ於テ準用スル」及び「(以下「産業組合法」ト謂フ)」を削る。

(無尽業法の一部改正)
第九條 無尽業法(昭和六年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第十條第二號及び第三號中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十七條中「主務大臣」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十八條ノ二中「主務大臣」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第二十條中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第四十二條中「本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタル職權ハ政令」に、「財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スル」に改め、同條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス
本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ノモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス
一 第三條第一項ノ免許
二 第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ對シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ無尽会社ニ對シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得
(銀行等ノ事務ノ簡素化に関する法律の一部改正)

第十條 銀行等ノ事務ノ簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ内閣総理大臣ノ權限ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス
(金融機關ノ信託業務ノ兼營等に関する法律の一部改正)

第十一條 金融機關ノ信託業務ノ兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第二項中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五條、第五條ノ三第一項及び第八條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第八條ノ二 大蔵大臣ハ信託業務ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託業務ヲ營ム金融機關其ノ他ノ關係者ニ對シ資料ノ提出、説明其ノ

他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第九條中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第九條ノ二中「本法中大蔵大臣ノ」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタル」に改め、「ニ屬スル事項」を削リ、「依リ」の下に「之ヲ」を加え、「ラシテ之ヲ行ハシムル」を「ニ委任スル」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス
一 第一條第一項ノ認可
二 第八條ノ規定ニ依ル第一條第一項ノ認可ノ取消

第十條第四號中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
(私的独占ノ禁止及び公正取引ノ確保に関する法律の一部改正)

第十二條 私的独占ノ禁止及び公正取引ノ確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に改める。
(農業協同組合法の一部改正)

第十三條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二號)の一部を次のように改正する。

第十條第三項第二號中「省令」を「農林水産省令」に改め、同條第六項第六號及び第十九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一條第二項並びに第十一條の三第二項第二號及び第五項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一條の四第二項、第十一條の五、第十一條の七、第十一條の八第二項、第十一條の十四第二項及び第十一條の十五の三第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。
第十一條の十六第二項及び第五項並びに第十一條の十七第二號中「省令」を「主務省令」に改める。

第十二條第一項第二號及び第三十六條第十項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十七條第一項及び第三十七條の二第九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第七十二條の八第一項第二號、第七十三條の二十一第二項及び第九十三條第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。
第九十四條の二第三項中「省令」を「主務省令」に改める。

第九十八條第二項中「前項ノ規定」を「この法律」に、「主務大臣ノ權限」を「農林水産大臣ノ權限及び前項ノ規定により金融監督庁長官に委任された權限」に改め、「地方支分部局ノ長」の下に「(金融監督庁長官に委任された權限にあつては、財務局長又は財務支局長)」を加え、同條第一項の次に次の五項を加える。

この法律(第十條第六項第八號及び第十一條の二を除ク)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十條第一項第二號の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條第一項から第五項までに規定する行政庁の權限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第十條第六項第八號及び第十一條の二に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

内閣総理大臣は、この法律による權限(次に掲げるものを除ク)を金融監督庁長官に委任する。
一 第一條第一項ノ規定による認可
二 第六十條ノ規定による設立ノ認可
三 第九十五條第三項ノ規定による第十一條第一項ノ承認ノ取消

四 第九十五条の二の規定による解散の命令
五 前各号に掲げる処分に係る第九十八条の三の規定による通知
第五章中第九十八条の次に次の三条を加える。

第九十八条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十条第二号の事業を行う組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に限る。次条において同じ。）に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第九十四条の二第二項又は第九十五条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（信用事業に関するものに限る。）
二 第九十五条第三項の規定による第十一條第一項の承認の取消し
三 第九十五条の二の規定による解散の命令

第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第十一條第一項又は第三項（同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。）の規定による承認
二 第六十条の規定による設立の認可
三 第六十四条第二項又は第六十五条第二項（第七十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可

四 第六十四條第七項第二号に規定する不認可の処分
五 第九十四条の二第二項若しくは第二項又は第九十五条第二項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含み、信用事業に関するものに限る。）

六 第九十五条第三項の規定による第十一條

第一項の承認の取消し

七 第九十五条の二の規定による解散の命令
第九十八条の四 大蔵大臣は、第十条第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めると

証券取引法目次中 「第八章 証券取引審議会
第九章 雑則

一章を「第十章」に改める。

第二章第九項及び第十七項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五條第一項中「第七十九條の六第一項及び第二項」の下に、「第百五十六條の三第一項」を、「第百五十六條の九」の下に、「第百六十一條の二第一項」を加える。

第二十七條の二十三第三項中「第四十九條第一項」を「第六十一條の二第一項」に改める。

第三章（第四十九條、第五十六條及び第六十六條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十七條第一項第七号中「第六十五條の三」を「第六十六條」に改める。

第四十九條を削り、第四十九條の二を第四十九條とする。

第五十六條を削り、第五十六條の二第四項中「第五十六條の二第二項」を「第五十六條第二項」に改め、同条を第五十六條とする。

第六十二條第一項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令で定める場所」に改める。

第六十五條の二第三項中「第百七條の二第二項」の下に、「第百九十四條の五第二項」を加え、「第四十九條の二」を「第四十九條」に改める。

第六十六條を削り、第六十五條の三を第六十六條とする。

第四章（第七十四條第三項、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第七十九條の四及び第

きは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第十四條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

を「第八章 雑則」に、「第十章」を「第九章」に、「第十

七十九條の十五を除く。）中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第六十九條第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第七十四條第三項中「第七十六條」を「第七十六條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十六條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十七條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十八條中「第七十六條」を「第七十六條第一項」に改める。

第七十九條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九條の四に次の一項を加える。

妨げない。

第七十九條の十五を削り、第七十九條の十六を第七十九條の十五とし、第四章第五節中第七十九條の十七を第七十九條の十六とし、第七十九條の十八を第七十九條の十七とし、第七十九條の十九を第七十九條の十八とする。

第五章（第八十五條の二、第百九條から第百十三條まで、第百三十二條、第百五十四條の二及び第百五十六條を除く。）中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第八十二條第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十五條の二第二項を次のように改める。

証券取引所は、定款又は業務規程（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第八十五條の二第一項の次に次の二項を加える。

証券取引所は、業務規程（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第八十五條の二に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百九條に次の一項を加える。

る。

第一百十条中「次条」を「次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十一条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十二条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十三条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百七条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百九条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百二十三条に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

第一百五十四条に次の一項を加える。

前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第一百五十四条の二を削る。

第一百五十六条中「大蔵大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所の定款及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。)」に改め、同条に次の二項を加える。

大蔵大臣は、証券取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。)

に係る業務に関するものを除く。並びに取引の慣行について、証券取引所に對し、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の処分を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

大蔵大臣は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五章の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第一百五十六条の三第一項中「信用取引」を「証券会社が顧客に信用を供与して行つ有価証券の売買その他の取引(以下「信用取引」という。))に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「添附」を「添付」に改める。

第一百五十六条の五中「同条中」の下に「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とし、を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第一百五十六条の七に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項(第三号に係る部分に限る。))の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第一百五十六条の八に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第一百五十六条の十三中「必要である」を「必要がある」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要であると認めるときは、内閣総理大臣に對し、証券金融会社の業務又は財産に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

第六十一条の次に次の一項を加える。

第六十一条の二 信用取引その他の大蔵省令で定める取引については、証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、顧客から、当該取引に係る有価証券の時に大蔵大臣が有価証券の売買その他の取引の公正を確保することを考慮して定める率(百分の三十以上に限る。))を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

第七章中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八章の章名を削り、第八十条から第八十五条までを次のように改める。

第八十条から第八十五条まで 削除

第八十六条第一項、第二項及び第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第八十七条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣」に改める。

第八十八条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十九条第一項から第三項までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九十条第一項中「第一百五十六条の十三」を「第一百五十六条の三第一項」に改める。

第九十一条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第九十二条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣又は大蔵大臣」に改める。

第九十四条の三を次のように改める。

第九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与え

るおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に關し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

三 第五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第五十六条の三第一項の規定による第一百五十六条の四中「第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第五十四条の二」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第四項」に改め、同条を第九十四条の七とする。

第九十四条の三の次に次の三項を加える。

第九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第二十八条第一項の規定による免許

二 第三十四条の規定による認可

三 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

四 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

五 第一百五十六条の三第一項の規定による免許

六 第一百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七 第五十六条の十二第一項の規定による第一百五十六条の三第一項の免許の取消し

八 第一百五十六条の十四の規定による認可

第九十四条の五 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

るおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に關し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

三 第五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第五十六条の三第一項の規定による第一百五十六条の四中「第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第五十四条の二」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第四項」に改め、同条を第九十四条の七とする。

第九十四条の三の次に次の三項を加える。

第九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第二十八条第一項の規定による免許

二 第三十四条の規定による認可

三 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

四 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

五 第一百五十六条の三第一項の規定による免許

六 第一百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七 第五十六条の十二第一項の規定による第一百五十六条の三第一項の免許の取消し

八 第一百五十六条の十四の規定による認可

第九十四条の五 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、認可を受けた金融機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第百九十四条の六 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十八条第一項の規定による免許
二 第三十五条第一項の規定による第二十八
条第一項の免許の取消し

三 第六十八条第二項の規定による認可
四 第七十二条又は第七十九条の十三第一項
の規定による第六十八条第二項の認可の取
消し

五 第八十一条第二項の規定による免許
六 第八十五条又は第百五十五条第一項(同
項第一号に係る部分に限る。)の規定による
第八十一条第二項の免許の取消し

七 第百五十六条の三第一項の規定による免
許
八 第百五十六条の十二第一項の規定による
第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九 第百九十四条の四(同条第一号、第四号、
第五号及び第七号に係る部分に限る。)の規
定による通知

金融監督庁長官は、前項の規定により委任
された権限のうち、次に掲げるものを証券取
引等監視委員会(以下この条及び次条におい
て委員会という。)に委任する。ただし、報
告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督
庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十五条の規定による権限(有価証券
の売買その他の取引又は有価証券指数等先
物取引等、有価証券オプション取引等若し
くは外国市場証券先物取引等の公正の確保
に係る規定として政令で定める規定に関す
るものに限る。)

二 第六十五条の二第七項(同条第八項にお
いて読み替えて適用する場合を含む。)の規
定による権限(有価証券の売買その他の取
引又は第六十五条第二項第五号に掲げる取
引に係る第二十八条第一号から第三号ま
でに掲げる行為の公正の確保に係る規定と
して政令で定める規定に関するものに限
る。)

三 第七十九条の十四の規定による権限(有
価証券の売買その他の取引並びに有価証券
指数等先物取引等、有価証券オプション取
引等及び外国市場証券先物取引等の公正の
確保に係る証券業協会の業務として政令で
定める業務に関するものに限る。)

四 第百五十四条の規定による権限(有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価
証券指数等先物取引及び有価証券オプション
取引の公正の確保に係る証券取引所の業
務として政令で定める業務に関するものに
限る。)

金融監督庁長官は、政令で定めるところに
より、第一項の規定により委任された権限
(前項の規定により委員会に委任されたもの
を除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に
委任することができる。

委員会は、政令で定めるところにより、第
二項の規定により委任された権限の一部を財
務局長又は財務支局長に委任することができ
る。

前項の規定により財務局長又は財務支局長
に委任された権限に係る事務に関しては、委
員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督す
る。

大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところによ
り、この法律の規定による権限の一部を財務
局長又は財務支局長に委任することができ
る。

十九条第一号の五中「大蔵大臣」を「内閣総理大
臣」に改める。
第二百五条第十五号中「第百五十六条の十三
」を「第百五十六条の十三第一項」に改める。
第二百六条第一号中「第七十六条、第八十五
条の二第一項」を「第七十六条第一項、第八十五
条の二第一項若しくは第二項」に、「第百十三
条後段」を「第百十三条第一項後段」に改め、同条
第二号中「第七十七条又は第八十五条の第二
項前段」を「第七十七条第一項又は第八十五条の
第二項前段」に改め、同条第四号中「第百五十
六条の十三」を「第百五十六条の十三第一項」に
改め、同条第五号中「第百十條」を「第百十條第
一項」に改め、同条第六号中「第百十一條」を「第
百十一條第一項」に改め、同条第七号中「第百十
二條」を「第百十二條第一項」に改め、同条第八
号中「第百五十六條の七」を「第百五十六條の七
第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。
第二百八条第一号中「第四十九條第一項」を
削り、「第百三十二條第一項」の下に、「第百六
十一條の二第一項」を加え、同条第二号中「第
七十九條の十九第三項、第八十五條の二第二項後
段、第百九條、第百十七條」を「第七十九條の十
八第三項、第八十五條の二第四項後段、第百九
條第三項、第百十七條第一項」に改め、同条第
七号中「第七十九條の四若しくは第百二十三條」
を「第七十九條の四第一項若しくは第百二十三
條第一項」に改める。
第十章を第九章とする。
第二百二十四条第一項中「財務局又は財務支
局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者
として、財務局長又は財務支局長が委員会の承
認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財
務支局長が」に改め、同条に第一項として次の
一項を加える。
財務局長又は財務支局長は、委員会の承認
を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、
犯罪事件の調査を担当する者を指定するもの
とする。

第十一章を第十章とする。
(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改
正)
第十五条 損害保険料率算出団体に関する法律
(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次の
ように改正する。
本則(第三条第五項を除く。)中「大蔵大臣」を
「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・
大蔵省令」に改める。

第三条第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣
及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・
大蔵省令」に改める。
第十二条第一号中「第九項並びに」を「第九
項」に改め、「第十一項の下に」並びに第二十
五条の二第二項を加える。

第二十五条の次に次の二条を加える。
(大蔵大臣への資料提出等)
第二十五条の二 大蔵大臣は、料率団体に係る
制度の調査、企画又は立案をするため必要が
あると認めるときは、内閣総理大臣に対し、
必要な資料の提出及び説明を求めることがで
きる。

2 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、
企画又は立案をするため特に必要があると認
めるときは、その必要の限度において、料率
団体又は会員に対し、資料の提出、説明その
他の協力を求めることができる。
(金融監督庁長官への権限の委任)
第二十五条の三 内閣総理大臣は、この法律に
よる権限(次に掲げるものを除く。)を金融監
督庁長官に委任する。

一 第三十一条第一項の規定による設立の認可
二 第三十四条の規定による第三十一条第一項の設
立の認可の取消し
(水産業協同組合法の一部改正)
第十六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律
第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第百二十七條」を「第百二十七條の四」
に改める。

第十一条の三第二項中「第百二十七条第一項」の下に、「第百二十七条の二第一号、第百二十七条の三第五号」を加える。

第八十七条の二第二項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第百二十七条第二項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第七項中「第一項の規定」を「この法律に」、「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の長」の下に「（金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「主務大臣」を「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する倉庫業法第十二条の主務省令は、農林水産大臣及び運輸大臣の発する命令とする。

第百二十七条第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第十一条の三第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。第三号、次条第二号及び第百二十七条の三第六号において同じ。）の規定による認可

二 第六十四条（第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。第百二十七条の三第二号において同じ。）の規定による設立の認可

三 第百二十四条第三項の規定による第十一

条の三第一項の認可の取消し

四 第百二十四条の二の規定による解散の命令

五 前各号に掲げる処分に係る第百二十七条の三の規定による通知

第百二十七条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十一条第三項第五号、第十一条の五（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条第四項第五号、第九十三条第二項第五号及び第九十七条第三項第五号に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

（大蔵大臣への協議）

第百二十七条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会に限る。次条において同じ。）に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

一 第百二十三条の二第二項又は第百二十四条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（信用事業に関するものに限る。）

二 第百二十四条第三項の規定による第十一

条の三第一項の認可の取消し

三 第百二十四条の二の規定による解散の命令

（大蔵大臣への通知）

第百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第十一条の三第一項又は第三項（同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。）（これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可

二 第六十四条の規定による設立の認可

三 第六十八条第二項（第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項（第九十一条の三第二項（第百条第五項）において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条の二第二項（第百条第五項）において準用する場合を含む。）の規定による認可

四 第九十一条の二第四項第二号（第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する不認可の処分

五 第百二十三条の二第二項若しくは第二項又は第百二十四条第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含み、信用事業に関するものに限る。）

六 第百二十四条第三項の規定による第十一

条の三第一項の認可の取消し

七 第百二十四条の二の規定による解散の命令

（大蔵大臣への資料提出等）

第百二十七条の四 大蔵大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の調査、企画

又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十七条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条」を「第百十一条の二」に改める。

第九條の七の五第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九條の八第二項第六号、第八号及び第十号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第十二号中大蔵大臣を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改め、同条第九項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六條の三中大蔵大臣を「内閣総理大臣」に改める。

第百一十一條第一項第二号及び第三号中大蔵大臣を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「主務大臣」を「通商産業大臣及び金融監督庁長官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「権限」の下に「（内閣総理大臣にあつては、特定権限を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 金融監督庁長官は、政令の定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。

第百一十一條第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（信用協同組合、火災共済協同組合及び第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。）を、次に掲げるものを除き、金融監督庁長官に委任する。

一 第九條の九第一項第一号又は第三号の事

業を行う協同組合連合会に対する第二十七
条の二第一項の規定による設立の認可

二 第九條の九第一項第一号又は第三号の事
業を行う協同組合連合会に対する第六六条
第四項の規定による解散の命令

三 第九條の九第一項第三号の事業を行う協
同組合連合会に対する第六六条の三におい
て準用する保険業法第三十三條(免許の
取消し等)の規定による設立の認可の取消
し

第五章中第六十一條の次に次の一條を加え
る。

(大蔵大臣への資料提出等)
第六十一條の二 大蔵大臣は、火災共済協同組
合に係る制度の調査、企画又は立案をするた
め必要があると認めるときは、内閣総理大臣
に対し、必要な資料の提出及び説明を求め
ることができる。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部
改正)
第十八條 協同組合による金融事業に関する法律
(昭和二十四年法律第八十三號)の一部を次の
ように改正する。

第三條第一項第七号、第四條第二項及び第四
項、第五條の四第十二項並びに第五條の五第九
項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め
る。

第六條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に、「並びに第五十六條第一号」を、「第五十六
條第一号」に改め、「告示」の下に「並びに第五
十七條の四、大蔵大臣への資料提出等」を加え、
同條第二項中「第十四條の二の下に」及び第五
十七條の四第一項を加え、「大蔵大臣」を「内閣
総理大臣」に改め、「協同組合による金融事業に
関する法律の下に」(昭和二十四年法律第八十
三號)を、「命じた」との下に、「同法第五十五
七條の四第二項中「銀行その他の関係者」とある
のは「都道府県の区域を越える区域を地区とし
る信用協同組合等(協同組合による金融事業に

関する法律第二條第一項(出資の金額)に規定す
る信用協同組合等をいう。その他の関係者」と
を加える。

第六條の二の次に次の二條を加える。
(大蔵大臣への協議)

第六條の三 行政庁は、信用協同組合等(都道
府県の区域を越える区域を地区とする信用協
同組合等に限る)に対し次に掲げる処分をす
ることが信用秩序の維持に重大な影響を与え
るおそれがあると認めるときは、あらかじめ、
信用秩序の維持を図るために必要な措置
に關し、大蔵大臣に協議しなければならな
い。

一 中小企業等協同組合法第六六條第四項の
規定による解散の命令

二 第六條第一項において準用する銀行法
(以下第七條までにおいて「銀行法」とい
う。第二十六條第一項又は第二十七條(業
務の停止等)の規定による業務の全部又は
一部の停止の命令

三 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許
の取消し等)の規定による解散命令
(大蔵大臣への通知)

第六條の四 行政庁は、信用協同組合等(都道
府県の区域を越える区域を地区とする信用協
同組合等に限る)に対し次に掲げる処分をし
たときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通
知するものとする。第七條の二の規定による
届出(内閣総理大臣及び大蔵大臣の定めるも
のに限る)があつたときも、同様とする。

一 中小企業等協同組合法第二十七條の二第
一項の規定による設立の認可

二 中小企業等協同組合法第五十七條の三第
三項又は第六十三條第三項の規定による認
可

三 中小企業等協同組合法第六六條第四項の
規定による解散の命令

四 銀行法第二十六條第一項又は第二十七條
(業務の停止等)の規定による命令(解散命

令を除くものとし、改善計画の提出を求め
ることを含む。)

五 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許
の取消し等)の規定による解散命令

六 銀行法第三十七條第一項(同項第三号に
係る部分に限る)(解散の認可)の規定によ
る認可

第七條第一項中「第六條第一項において準用
する」を削り、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、
「同法」を「銀行法」に改め、同條第二項中「大蔵
大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定
による」を前項の規定により委任された」に改
め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に
次の一項を加える。

二 内閣総理大臣は、この法律による権限(次
に掲げる権限で都道府県の区域を越える区域
を地区とする信用協同組合連合会に係るもの
を除く)を金融監督庁長官に委任する。

一 前條(同條第一号、第三号及び第五号に
係る部分に限る)の規定による通知

二 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許
の取消し等)の規定による解散命令

三 銀行法第五十六條(同條第二号に係る部
分に限る)(内閣総理大臣の告示)の規定に
よる告示

第七條の二及び第七條の五中「大蔵大臣」を
「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。
(船主相互保険組合法の一部改正)

第十九條 船主相互保険組合法(昭和二十五
年法律第七十七號)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第七十五條」を「第五十四條の二・第
五十五條」に改める。

本則(第五十四條を除く)中「主務大臣」を「内
閣総理大臣」に、「主務省令」を「総理府令・大蔵
省令」に改める。

第五十四條を次のように改める。

(権限の委任)
第五十四條 内閣総理大臣は、この法律による
権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁

長官に委任する。

一 第十七條第一項の規定による設立の認可

二 前條の規定による設立の認可の取消し

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところに
より、前項の規定により委任された権限の全
部又は一部を財務局長又は財務支局長に委
任することができる。

第八章中第五十五條の前に次の一條を加え
る。

(大蔵大臣への資料提出等)
第五十四條の二 大蔵大臣は、組合に係る制度
の調査、企画又は立案をするため必要がある
と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要
な資料の提出及び説明を求めることができ
る。

2 大蔵大臣は、組合に係る制度の調査、企画
又は立案をするため必要があると認め
るときは、その必要の限度において、組合に対
し、資料の提出、説明その他の協力を求める
ことができる。

(地方税法の一部改正)
第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百
十六號)の一部を次のように改正する。

附則第二十條第七項中「大蔵大臣」を「内閣総
理大臣」に改める。
(証券投資信託法の一部改正)
第二十一條 証券投資信託法(昭和二十六年法
律第九十八號)の一部を次のように改正する。
本則(第五條第六項第七号、第十二條第二
項第十二号、第十七條、第二十條第一項及び第二
十四條の五から第二十四條の八までの規定を除
く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵
省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第五條第六項第七号、第十二條第二項第十二
号、第十七條、第二十條第一項及び第二十四條
の五から第二十四條の八までの規定中「大蔵大
臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省
令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第二十七條の次に次の二條を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十七条の二 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、委託会社、受託会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第二十七条の三 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第六条第一項の規定による免許

二 第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による第六條第一項の免許の取消し

(信用金庫法の一部改正)

第二十二條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十三條第三項第七号及び第十五項、第五十四條第四項第七号、第八十六條並びに第八十八條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十三條第三項第七号及び第十五項並びに第五十四條第四項第七号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

第八十六條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「第八十八條まで」を「第八十七條の三まで及び第八十八條」に改める。

(大蔵大臣への通知)

第八十七條の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第八十七條の規定による届出(同条第三号に係るもの)のうち

総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第四条の規定による免許

二 第五十八條第三項の規定又は第八十九條第一項において準用する銀行法(以下この条及び次条において「銀行法」という。)第三十七條第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三 銀行法第二十六條第一項又は第二十七條(業務の停止等)の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四条の免許の取消し

第八十八條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条の規定による免許

二 前条(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(の規定による通知

三 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四条の免許の取消し

四 銀行法第五十六條(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

第八十九條第一項中並びに第五十六條第一号を、「第五十六條第一号」に改め、「告示」の下に、「第五十七條の二(大蔵大臣への協議並びに第五十七條の四(大蔵大臣への資料提出等)を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十三條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律

第百八十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十二條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十二條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許

二 第十七條において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四條第一項の免許の取消し

三 銀行法第五十六條(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

四 銀行法第五十七條の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

(貸付信託法の一部改正)

第二十四條 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項第十五号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四條、第五條第一項、第六條第一項及び第九條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第十六條 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

目次中「第八十四條」を「第八十四條・第八十四條の二」に改める。

第八十四條第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條第三項、第六十九條第一項及び第四項、第七十六條並びに第七十七條にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第八十四條第二項中「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の長の下に(金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)を加え、「行わせる」を「委任する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第六十五條及び第六十六條に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第五十條の規定による設立の認可

二 第六十七條第二項の規定による解散の命令

(大蔵大臣への資料提出等)

第八十四條の二 大蔵大臣は、協会の制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(信用保証協会法の一部改正)

第二十六條 信用保証協会法(昭和二十八年法律

第百九十六号の一部を次のように改正する。
目次中第三十九条を「第三十九条の二」に改める。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

(主務大臣等)

第三十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び通商産業大臣とする。ただし、第三十五条に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は通商産業大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、総理府令・大蔵省令・通商産業省令とする。

(大蔵大臣への資料提出等)

第三十九条 大蔵大臣は、協会に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第七章中第三十九条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十九条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第六条第一項の規定による設立の認可
二 第三十六条第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による通商産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)又は地方公共団体の長に委任することができる。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十八条第二項第十三号、第五十八條の二第一項第十一号、第九十条及び第九十八

条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令・労働省令」を「総理府令・大蔵省令・労働省令」に改める。

第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号及び第九十条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第九十四条第一項中「並びに第五十六条第一号」を、「第五十六条第一号」に改め、「告示」の下に「第五十七條の二(大蔵大臣への協議)並びに第五十七條の四第一項(大蔵大臣への資料提出等)」を加え、同条第二項中「規定」の下に「同法第十四条の二及び第五十七條の四第一項を除く。」を、「労働大臣」との下に「同法第十四条の二中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」とを加える。

第九十六條の二の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への通知)

第九十六條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第九十一条(届出事項)の規定による届出(同条第三号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第六条(事業免許)の規定による免許
二 第六十二条第三項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)の規定又は第九十四条第一項において準用する銀行法(以下第九十八條までにおいて「銀行法」という。)第三十七條第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三 第九十五条第一項(業務の停止等)の規定又は銀行法第二十六条第一項(業務の停止等)の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し

第九十七條中「第九十四条第一項において準用するを削り、「同法」を「銀行法」に改める。第九十八條を次のように改める。

(権限の委任)

第九十八條 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第六条(事業免許)の規定による免許
二 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し

三 第九十六條の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知の規定による通知)

四 銀行法第五十六条(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)又は都道府県知事に委任することができる。

(外国為替銀行法の一部改正)

第二十八條 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十六條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許
二 第十一条において準用する銀行法(以下

この項において「銀行法」という。)(第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四條第一項の免許の取消し)

三 銀行法第五十六條(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

四 銀行法第五十七條の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十九條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十八條の二第二項、第四項及び第六項、第二十八條の三第五項、第二十九條の二第三項並びに第三十二條を除く。)(中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六條第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十七條第一項中「同条第二項」を「同条第七項」に、「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二十七條の二第二項中「同条第二項の規定により主務大臣」を「同条第七項の規定により農林水産大臣」に改め、同条第二項中「同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された都道府県知事」を「同条第七項の規定により農林水産大臣の権限の一部を委任された都道府県知事」に、「同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長」を「同条第三項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長」に改める。

第二十八條の二第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、「運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加え、同条第四項及び第六項中「運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加える。

第二十八條の三第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第二十九條の二第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中大蔵大臣を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十一條中大蔵省令を「金融監督庁令」に改める。

第三十二條中「審議会は、」の下に「内閣総理大臣又は」を加える。

第三十九條中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十四條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（第三十五條の規定による権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

（金融制度調査会設置法の廃止）

第三十條 金融制度調査会設置法（昭和三十一年法律第百三十五号）は、廃止する。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十一條 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の十一第四項第一号中「第四十九條第一項」を「第百六十一條の二第一項」に改める。

第六十七條の九第一項の表第一号及び第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同表第五号中「第五十六條の二第二項」を「第五十六條第一項」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第二項の表第一号及び第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同表第五号中「第五十六條の二第三項」を「第五十六條第三項」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第三十二條 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二條」を「第七十二條・第七十

二條の二」に改める。

第七十二條の見出しを「（主務大臣等）」に改め、同条第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條第三項、第五十九條第一項及び第六十六條第一項第一号にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第七十二條第二項中「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限について」、「行なわせる」を「委任する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第五十五條及び第五十六條に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律において「主務省令」とあるのは、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十六條の規定による設立の認可

二 第五十七條第二項の規定による解散の命令

第四章中第七十二條の次に次の一項を加える。

（大蔵大臣への資料提出等）

第七十二條の二 大蔵大臣は、基金協会の制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（地震保険に関する法律の一部改正）

第三十三條 地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「社員」の下に「（第九条の二において「保険会社」という。）」を加える。

第九條の次に次の三條を加える。

（協議）

第九條の二 内閣総理大臣は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社に対し、保険業法第三百十一條の二第一項各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（通知等）

第九條の三 内閣総理大臣は、第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当するときは遅滞なく、その旨及びその内容を大蔵大臣に通知するものとする。

一 保険業法第三百十一條、第二百三條又は第二百二十九條の規定による変更の命令であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものをしようとするとき。

二 保険業法第四條第一項、第百八十七條第一項又は第二百二十條第一項に規定する免許申請書が提出された場合において、それに添付された事業方法書に政府の再保険に係る地震保険契約に関する記載があつたとき。

三 保険業法第二百二十三條第一項（同法第二百七條において準用する場合を含む。）又は第二百二十五條第一項の規定による変更の認可の申請であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

四 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第十條第一項又は第十條の六第三項の規定による届出であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

五 損害保険料率算出団体に関する法律第十條の五第五項又は第十條の六第十項の規定による認可の申請であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、この法律に規定する政府の再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により大蔵大臣から意見が述べられたときは、その意見を尊重するものとする。

（金融監督庁長官への権限の委任）

第九條の四 内閣総理大臣は、この法律による権限（第九條の二の規定による権限のうち保険業法第三百十一條の二第二項第二号に掲げる処分に係るものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

（登録免許税法の一部改正）

第三十四條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第三十五條 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

本則（第三十條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第六條に次の一項を加える。

10 内閣総理大臣は、第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第三十條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「政令で定めるところにより、前項の規定により委任された」に、「行なわせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に

委任する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三十六条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中第三十二条の二を「第三十二条の五」に改める。

本則(第八条第十項、第二十一条の二、第二十四条第一項及び第三十二条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八条第十項中「法務省令、大蔵省令」を「総理府令・法務省令、大蔵省令」に改める。

第十七条第一項中「信用取引等の場合の保証金の預託」を削る。

第二十一条の二を削る。

第二十四条第一項中「こえない」を「超えない」に、「大蔵大臣の」を「総理府令・大蔵省令で」に改める。

第三十二条を次のように改める。

(大蔵大臣への協議)

第三十二条 内閣総理大臣は、外国証券会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十二条第一項の規定による第三条第一項の免許の取消し

二 第十二条第一項の規定又は第二十条において準用する証券取引法第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第三十二条の二中「第二十一条の二」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第四項」に改め、第四章中同条を第三十二条の五とする。

第三十二条の次に次の三条を加える。

(大蔵大臣への通知)

第三十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる

処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による免許

二 第十一条の規定による認可

三 第十二条第一項の規定による第三条第一項の免許の取消し

四 第十二条第一項の規定又は第二十条において準用する証券取引法第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

(大蔵大臣への資料提出等)

第三十二条の三 大蔵大臣は、外国証券会社に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、外国証券会社に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、外国証券会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第三十二条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による免許

二 第十二条第一項の規定による第三条第一項の免許の取消し

三 第三十二条の二(同条第一号及び第三号に係る部分に限る)の規定による通知

2 金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八条第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る)を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自

ら行うことを妨げない。

3 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第三十八条の二中「証券取引法第二百十條第一項」を「同法第二百十條第一項」に、「第十一章」を「第十章」に改める。

第三十九条第一項第一号中「第四十九條第一項又はを削る。

(預金保険法の一部改正)

第三十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七條」を「第六十七條の二」に改める。

第二十一条第三項中「大蔵大臣が」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ」に改める。

第五十五条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しななければならない。

第五十六条第一項第一号中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定により第一項の期限を延長する場合には、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第五十七条第一項第二号中「第五十五條」を「第五十五條第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第五十九條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は第二項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しななければならない。

第六十條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しななければならない。

第六十一條第一項及び第三項から第六項までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しななければならない。

第六十二條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十三條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第五項第一号」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」に改める。

第六十五条中大蔵大臣を内閣総理大臣」に改める。

第六十六条第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第三章第四節第一款中第六十七条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への協議)

第六十七条の二 内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六十八条、第六十九条、第七十条第一項及び第七十三条第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十四条第四項及び第十一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

12 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第七十九条第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八十一条の三第三項中「場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは都道府県知事に協議し、」を「ときは、内閣総理大臣」に、「労働大臣」を、「内閣総理大臣及び労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4 大蔵大臣は、前項の同意を得て、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは、都道府県知事に協

議しなければならない。

第八十一条の四第五項中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改める。

第八十三条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第八十七条第二号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改める。

第九十一条に次の一号を加える。

八 第五十五条第三項、第五十九条第四項、第六十条第三項、第六十一条第七項(第六十二条第四項において準用する場合を含む。)、第六十六条第四項又は第七十四条第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則第八條第一項第一号及び第六号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第十六條第一項及び第二項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項中「規定は、」の下に「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を加え、同条第四項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

附則第十七條第三項中「及び」の下に「第四項並びに」を、「規定は、」の下に「大蔵大臣」を加える。

附則第二十二條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第三十八条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十九条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第五十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定により第一項の期限を延長するときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第五十九条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第六十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 主務大臣は、前項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第六十八条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第六十八条の三第五項中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改める。

第七十条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十七条第二項及び第三項、第三章第四節(第六十五条第三項及び第四項を除く。並びに前条に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、第二十一条第三項及び第五十八條第五項(第五十九条第五項及び第六十八條の三第五項において準用する場合を含む。))に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

第七十条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・大蔵省令とする。

第七十二条第一項第二号中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に、「第六十五條第四項」を「第六十五條第五項」に改める。

第七十六条に次の一号を加える。

八 第五十七条第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

附則第八條第三項中「及び」の下に「第四項並びに」を加える。

附則第十二條を附則第十三條とし、附則第十三條の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

第十二條 第七十条第一項本文の規定にかかわらず、附則第二條第二項に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、附則第七條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

(銀行法の一部改正)

第四十条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第十四條の二及び第五十九條を除く。中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十四條の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

第五十七條の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への協議)

第五十七條の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条第一項又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第二十七条又は第二十八条の規定による第四十条第一項の免許の取消し

(大蔵大臣への通知)

第五十七條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第五十三條の規定による届出(同条第五号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第四十条第一項の規定による免許

二 第四六条の二第一項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行の株式の取得又は所有に係る場合に限る。)、第三十條第一項から第三項まで又は第三十七條第一項の規定による認可

三 第二十六條第一項又は第二十七條の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む)

四 第二十七條又は第二十八條の規定による第四十条第一項の免許の取消し

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十七條の四 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第五十九條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四十条第一項の規定による免許

二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四十条第一項の免許の取消し

三 第五十六條(同条第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

四 第五十七條の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による通知

附則第五條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第十一條、第十七條及び第十八條並びに附則第二十條の見出し中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十一條 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く。中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四十四條の次に次の一項を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十四條の二 大蔵大臣は、貸金業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、貸金業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、貸金業者(内閣総理大臣の登録を受けた者に限る。)

又は協会若しくは連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。附則第九條に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七條及び第八條中「大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十條中「大蔵大臣」は、政令で定めるところにより」とあるのは「内閣総理大臣は」と、「の全部又は一部」とあるのは「政令で定めるものを除く。」と、「都道府県知事」とあるのは「金融監督庁長官」と、「委任すること」が「できる」とあるのは「委任する」とする。

附則第九條に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項に規定する政令で定める者に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 大蔵大臣は、第一項に規定する政令で定める者に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該政令で定める者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第四十三條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第十條第十一項及び第五十一條を除く。中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十條第十一項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第三十三條中「第四十九條」を「第五十六條の三第一項」に改める。

第五十一條を次のように改める。

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十一條 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、投資顧問業者又は証券投資顧問業協会若しくは全国証券投資顧問業協会連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第五十一條の次に次の一項を加える。

(権限の委任)

第五十一條の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十四條第一項の規定による認可

二 第三十九條第一項の規定による第二十四條第一項の認可の取消し

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正)

第四十四條 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く。中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

省令に改める。

第三十八條第二項中「この章」の下に「及び次章」を加える。

第四十四條の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十四條の二 大蔵大臣は、抵当証券業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、抵当証券業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、抵当証券業者又は抵当証券保管機構若しくは協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任されたに」、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(第二十七條第一項及び第二項の規定による権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(金融先物取引法の一部改正)
第四十五條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中第九十條の二を「第九十條」に改める。

本則(第三十七條第二項及び第四十三條第一項を除く。)中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三條第一項及び第十四條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第十七條第一項中「業務規程又は受託契約準則」を「又は業務規程(金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務(次項及び第五十五條において「取引の公正の確保に係る業務」という。)に関するもの

のに限る。)」に改め、「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 業務規程(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。)又は受託契約準則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十七條に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二十七條第三項、第三十條第二項及び第三十三條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第三十八條に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第三十九條に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第四十三條第二項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

第四十五條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第四十八條第二項を次のように改める。

2 金融先物取引所は、大蔵大臣が、取引の事情を考慮して金融先物取引の受託について受託契約準則で定めるべき委託証拠金の料率の下限を定めたときは、これを下回る料率を定めてはならない。

第四十九條第二項及び第三項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第五十二條第一項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。ただし、大蔵大臣の金融先物取引所の会員に対する同項の規定による権限は、これを単独に行使用しないものとする。

第五十二條の二を削る。

第五十三條及び第五十四條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第五十五條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「業務規程、受託契約準則その他の規則」を「及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。)」に、「又は」を「又は」に改め、同条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。)について、金融先物取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要と認め変更その他の処分を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定による処分を命じようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五十六條、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十三條、第六十四條第一項及び第六十六條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十七條第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十二條第二項及び第三項」を「第五十二條第三項及び

び第四項」に改める。

第七十七條の二を削る。

第七十八條、第七十九條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十三條の二、第八十八條の二及び第八十九條(見出しを含む。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九十條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第五十二條第二項及び第三項」を「第五十二條第三項及び第四項」に改める。

第九十條の二を削る。

第九十一條中「大蔵大臣は、第五十三條、第五十四條又は」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣は第五十三條又は第五十四條の規定による処分をしたとき、内閣総理大臣は」に改める。

第九十一條の三の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)
第九十一條の四 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第九十二條を次のように改める。

(権限の委任)
第九十二條 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第十四條の規定による設立の免許
二 第五十三條第一項(第三号を除く。)の規定による第十四條の設立の免許の取消し

2 金融監督庁長官は、次に掲げる権限を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条にお

けるものに限る。)」に改め、「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

いて「委員会」というに委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十二条の規定による権限（金融先物取引所に対するものにあつては金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限るものとし、金融先物取引所の会員に対するものにあつては金融先物取引又はその受託の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。）

二 第七十七条の規定による権限（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。）

三 第九十条の規定による権限（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る金融先物取引業務協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

3 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

6 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十二条の二（第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二を「前条第二項に、前条第二項を同条第四項に改める。」第九十五条第三号中「第五十五条」を「第五十

五条第一項若しくは第二項に改める。

第一百一条第二号中「第十七条第二項前段」を「第十七条第四項前段」に改める。

第四百条第二号の二中「第十七条第二項後段」を「第十七条第四項後段」に改め、同条第四号中「第三十八号又は第三十九号」を「第三十八号第一項又は第三十九号第一項」に改め、同条第七号中「第四十三号第二項」を「第四十三号第三項」に改める。

第二百二十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「財務局長又は財務支局長の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財務支局長が」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局長又は財務支局長の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者を指定するものとする。

（前払式証券の規制等に関する法律の一部改正）第四十六条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第十三条第八項及び第二十八条を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三条第八項中「大蔵省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第二十三条第二項中「この章の下に」及び「次章」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

2 大蔵大臣は、前払式証券に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、自家型発行者等又は協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第二十八条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

附則第七條第三項第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）第四十七条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「この法律による権限」を「前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限並びにこの法律による農林水産大臣及び通商産業大臣の権限について」、「地方支分部局の長」を「その一部を地方支分部局の長（当該金融監督庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長）に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第二章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（大蔵大臣への資料提出等）第五十条の二 大蔵大臣は、商品投資販売業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対

し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）第四十八条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第九号中「第四十九條第一項（外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する場合を含む。）を「第五十六條の三第一項に規定する」に改める。

（国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）第四十九条 国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「主務大臣（の下に）」主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては金融監督庁長官とし、を加え、「都道府県知事」を「都道府県知事とする」に改め、同条第三項中「主務大臣」の下に「主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、金融監督庁長官。第七條において同じ。」を加える。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）第五十条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十二條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改め、同条第三項中「この法律による権限」を「前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律による通商産業大臣の権限について」、「地方支分部局の長」を「その一部を地方支分部局の長（当該

五 第一百三十三条、第一百三十四条、第二百五

百三十二条の規定による第三條第一項、第百八十五條第一項又は第二百十九條第一項の免許の取消し

六 第二百四十一條の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分七 第二百四十七條第二項又は第四項の規定による承認

2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出第一号に掲げる規定による届出にあっては、総理府令・大蔵省令で定める場合に係るものに限る。があつたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第二百二十七條(同条第五号に係る部分に限る。)

二 第二百九條(同条第五号から第八号までに係る部分に限る。)

三 第二百三十四條(同条第四号から第七号までに係る部分に限る。)

(大蔵大臣への資料提出等)

第三百十一條の四 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店(第二百十九條第一項に規定する総代理店をいう)その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三百十二條の見出しを「(総理府令・大蔵省令等への委任)」に改め、同条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令(保険契約者保護基金及びその行方業務に係るものにあつては、大蔵省令)」に改める。

第三百十三條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により

委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三條第一項、第百八十五條第一項又は第二百十九條第一項の規定による免許

二 第二百三十三條、第二百三十四條、第二百五條、第二百六條、第二百三十一條又は第二百三十二條の規定による第三條第一項、第百八十五條第一項又は第二百十九條第一項の免許の取消し

三 第百八十九條前段若しくは第二百二十二條前段又は第二百三十七條(同条第二号に係る部分に限る。若しくは第二百七十三條(同条第二号に係る部分に限る。))の規定による告示

四 第三百十一條の三第一項(同項第一号及び第五号に係る部分に限る。))の規定による通知

第三百三十六條第三号中「第二百六十九條第二項」を「第二百六十七條第五項、第二百六十九條第二項」に改める。

附則第五條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十八條第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第六十一條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧法第九十條第二項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣とする。

附則第六十二條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧法第八十九條第二項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣とする。

附則第七十五條第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第七十八條第一項に後段として次のように加える。

附則第七十八條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる同条の規定により同条の書類を提出しなければならぬ先は、内閣総理大臣とする。

附則第七十九條中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第八十三條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる同項の規定により同項の事業の報告書を提出しなければならない先は、内閣総理大臣とする。

附則第七十七條中「大蔵大臣の免許及び新法第百八十五條第一項の大蔵大臣」を「内閣総理大臣の免許及び新法第百八十五條第一項の内閣総理大臣」に改める。

附則第七十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、なおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七條中「大蔵大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則第七十五條第二項に後段として次のように加える。

に加える。

この場合において、なおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七條の三各号列記以外の部分中「大蔵大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則第九十九條第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第二百一十一條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正)

第五十五條 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「附則第九條」を「附則第九條第一項」に改める。

第十五條第二項中「法務省」の下に、「金融監督庁」を加える。

(金融機関の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十六條 金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第百九十五條―第二百一十一條)」を「第五章の二 雑則(第百九十四條の二)第六章 罰則(第百九十五條―第二百一十一條)」に改める。

第二章第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第百六十一條第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣(労働金庫については、内閣総理大臣及び労働大臣。第百七十八條第二項

において同じ)は、前項の規定により更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第百七十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年五月七日印刷

平成九年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局